行田市子ども医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- **第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 子ども 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
 - (3) 医療費 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 又は規則で定める社会保険各法 (以下「社会保険各法」という。) に規定する医療に要する費用をいう。
 - (4) 一部負担金 子どもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各 法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。) が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付に係り負担すべき額をいう。ただし、法令又はそれに準ずる規定による給付及 び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係るものは除く。

(対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の支給を受けることができる者は、行田市に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども(以下「対象者」という。) の保護者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する対象者の保護者は除く。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
 - (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又はその他の法令による措置 により施設等に入所した者で、当該法令に基づき、対象者に係る国民健康保険法による世帯主、 社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団

体に負担される状態となったもの

(支給対象経費)

- 第4条 医療費の支給対象経費は、対象者が18歳に達する日以後最初の3月31日までの通院及び入 院に要した一部負担金とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条例に基づき支給を受ける一部負担金は、支給対象経費としない。
 - (1) 行田市重度心身障害者医療費助成条例(昭和50年条例第27号)
 - (2) 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)

(受給資格の登録)

第5条 医療費の支給を受けようとする保護者は、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(医療費の支給)

第6条 市長は、前条の規定により、医療費受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)が第4条に規定する一部負担金を支払った場合において、当該支払額(附加給付金があるときは、その額を控除した額)を支給するものとする。ただし、受給資格者の責めにより過分の自己負担額があるときは、当該額については対象としない。

(医療費支給の方法)

- 第7条 医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合に は、当該医療に係る子ども医療費を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象者の受給資格者に対して、子ど も医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、 その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により 医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還さ せることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

- 2 南河原村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、南河原村子ども医療費支給に関する条例(昭和48年南河原村条例第9号。以下「南河原村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、編入日前に、南河原村条例の規定の対象となる者の同日前までの診療に要した医療費の取扱いについては、なお南河原村条例の例による。

附 則(昭和49年1月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年6月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の行田市乳児医療費支給条例の規定は、昭和59年4月 1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月26日条例第36号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月29日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の行田市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療 費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の行田市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療

費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年6月24日条例第22号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定中第6条第2項を削る部分及 び第3条の改正規定中第6条第2項を削る部分は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療 費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年9月30日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療 費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年12月19日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例、行田市重度心身障害者医療費助成条例及び行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日条例第77号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第34号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療 費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第16号抄)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療

費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。